

かわさきしりつちゅうがっこう

しょくもつ

たいおう

川崎市立中学校における食物アレルギー対応について

1 はじめに

かわさきしりつちゅうがっこう 川崎市では、アレルギー疾患有する児童生徒への対応は「川崎市立学校におけるアレルギー疾患有する児童生徒への対応マニュアル」を基に行っております。子どもたちの食物アレルギー事故を防止し、安心して食べられる給食のため、皆様にはご協力ををお願いいたします。

ちゅうがっこうきゅうしょく しょくもつ たいおう いし しんだん
中学校給食でも食物アレルギー対応をするためには、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出が必要です。

いし しょくもつ しんだん げんいんしょくざい とくてい かた かてい いし しじ
 医師から食物アレルギーと診断され、原因食材が特定されている方で、家庭でも医師の指示による原因食物の除去を行っている方が対象となります。学校生活管理指導表は、1年に1度更新し、毎年必ず提出してください。

2 4月から食物アレルギー対応を開始するために

しょうがっこう じぜんちょうさひょう はいふ かた にゅうがくよてい ちゅうがっこう ていしゆつ ねが
 小学校で事前調査票を配布された方については、入学予定の中学校へ提出をお願いします。その後、中学校から面談日程の連絡があり、2月頃までに中学校にて面談を行います。2月末までに面談ができない場合は、4月からの食物アレルギー対応が間に合わないことがありますのでご注意ください。

ばあい がつ しょくもつ たいおう まあ ちゅうがっこう きゅうしょく しょくもつ たいおう きほう かた ちゅうがっこう
 なお、事前調査票を配布されなかった方で、給食における食物アレルギー対応を希望する方は中学校にお申し出ください。

3 食物アレルギーの対応内容

ひょうじぎむ ひんもく たまご にゅう こむぎ らっかせい なか らっかせい
 表示義務のある8品目(卵、乳、小麦、えび、かに、落花生、そば、くるみ)の中で、えび、かに、落花生、そば、くるみの5品目は給食では使用しません。また、生卵(マヨネーズ、アイスクリームなど)の使用はありません。

かわさきし ちゅうがっこうきゅうしょく しょくもつ たいおう いのか
 川崎市の中学校給食での食物アレルギー対応内容は、以下のとおりです。

じょうほうていきょう 情報提供	こじんべつ げんいんしょくひん しょう ひきさい しりょう じぜん ていきょう げん 個人別にアレルギーの原因食品が使用されている日を記載した資料を事前に提供し、原因食品を除いて食べます。また、使用されている食品名を記載している詳細な献立表や、ハンバーグやコロッケなどの加工食品の配合内容表を提供します。
いちぶべんとうたいおう 一部弁当対応	げんいんしょくひん しょう こんだて いちぶ かべんとう も アレルギーの原因食品を使用している献立の一部について、代わりの弁当をお持ちください。
じょきょしょくたいおう 除去食対応 (卵・乳・小麦のみ)	たまご にゅう こむぎ すべて のぞ じょきょしょく ていきょう にゅう こむぎ しょう こんだて こむぎ 卵、乳、小麦を全て除いた除去食を提供します。乳・小麦を使用した献立で、小麦だけ除くなどの対応は行いません。また、「少しだけなら食べられる」などの対応も行いません。なお、小麦の除去食対応者にはパンが主食の日はごはんを提供します。除去食はアレルギー専用の調理室で調理し、専用の保温容器にて提供します。 ハンバーグやコロッケなどの加工食品は除去食対応できません。
かんぜんべんとうたいおう 完全弁当対応	しょくもつ たいおう こんなん すべ こんだて かん べんとう も 食物アレルギー対応が困難なため、全ての献立に関して弁当をお持ちください。
いんようぎゅうにゅういがい 飲用牛乳以外 ていし たいおう 停止の対応	しょくもつ たいおう こんなん すべ こんだて かん べんとう も 食物アレルギー対応が困難なため、全ての献立に関して弁当をお持ちいただきますが、牛乳のアレルギーがなければ飲用牛乳を希望することができます。

いちぶべんとうたいおう じょきょしょくたいおう ばあい まいつき じょうほうていきょう おこな
 ※一部弁当対応、除去食対応の場合も毎月の情報提供を行います。

ちゅうがっこうきゅうしょく しょくもつ たいおう ふめい てん しょうさい かき とあ
 ※中学校給食の食物アレルギー対応でご不明な点や詳細につきましては、下記へお問い合わせください。

◎飲用牛乳について

乳アレルギーの対応では、調理用牛乳を使ったシチューや、ヨーグルトなどの乳製品も提供できなくなります。シチューは食べられるが、牛乳を飲むと必ずお腹をこわすなど、食物アレルギー以外の理由で飲用牛乳が飲めない場合は、個別に中学校へご相談ください。

食物アレルギー対応の手順

新規（新入生・転入生）

年度途中【変更・解除】
次年度以降【変更・解除】

次年度以降
【継続】

食物アレルギー事前調査

- 現在、給食で食物アレルギー対応をしている方は、小学校で「食物アレルギー事前調査票」を受け取り、記入して入学予定中学校へ提出する。
- 新たに対応を希望する方は、中学校へ申し出て「食物アレルギー事前調査票」を受け取り、記入して入学予定中学校へ提出する。

医療機関の受診

～毎年受診してください。～

- 主治医に「学校生活管理指導表」を記入してもらう。（毎年提出）

個別面談の実施

- 「学校生活管理指導表」を基に、食物アレルギー対応委員会メンバーと面談する。

対応の決定

- 「学校生活管理指導表」、「食物アレルギー事前調査票」を基に、食物アレルギー対応委員会で協議し、対応内容が決定される。
- 学校から決定した内容を記載した「学校給食における食物アレルギー対応決定通知書」の保護者記入欄へ署名をし、複写したものを受け取る。（原本は学校控え）

対応の開始

- 事前に食物アレルギー関係書類等を受け取り、確認する。

川崎市立中学校給食の
毎月の献立表や使用食材について

詳細はこちら⇒

